



関口存男と意味内容の一元論的区別

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 立教大学ドイツ文学研究室 公開日: 2013-08-27 キーワード (Ja): 関口存男, エウジェニオ・コセリウ, 意味形態, 意味形態文法, 関口文法, 意味, 普遍的レベル, 個別言語的レベル, 具体的レベル, 話, わ, 総合文法, 統合文法, 社会的・伝統的規範, 意味類型, 構造的意味論 キーワード (En): Tsugio Sekiguchi, Eugenio Coseriu, Norm 作成者: 佐藤, 清昭 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/828

関口存男と意味内容の一元論的区別

佐 藤 清 昭

立教大学ドイツ文学科論集

アспект19号（抜刷）

1 9 8 5

関口存男と意味内容の一元論的区別^{*)}

佐 藤 清 昭

0. 序

0. 1. 本論文標題中の「意味内容の一元論的区別」とは、関口存男(1894-1958)の著作の中に認められる次の様な意味内容 (Inhalt)¹⁾の区別を指す:

「或るひとつの言語形態に対応する(原則として)複数の意味形態」と「それら諸意味形態の基礎に常に存在する一つの意味内容」、すなわち

「或るひとつの言語形態に対応する(原則として)複数の意味形態」と「それら諸意味形態を統一・包括する唯一の意味内容」。

0. 2. 意味形態文法は人間の「話すという行為」の「総体」を積極的

^{*)} 関口存男氏が生前収集された資料の通覧を快く御承諾下さった関口存哉氏及び御遺族の方々に心から感謝の意を表したい。——本論文は日本独文学会1985年春期研究発表会(1985年5月11日 於慶應義塾大学三田校舎)で行った同題名の研究発表を論文形式に書き改め、注の補足を行ったものである。なお本論文の内容の一部は著者が西独チュービンゲン大学新文献学部に提出した博士号申請論文 „Der Artikel bei T. Sekiguchi — Die Bedeutungsform-Grammatik als Grammatik des Sprechens —“ の第1部第2章においても取り扱った。——本論文で検討する「意味形態」とは関口が行う意味形態の三区別のうち第二意味形態を指し、言語要素間の規定関係である第一意味形態、及び Anton Marty のいう「像的内部言語形式」(die figürliche innere Sprachform)と同意の第三意味形態は含まない。なお関口はこの三種の意味形態の存在を既に1943年に暗示している(参照:関口(1943), 35ページ)。意味形態の三区別については以下参照:関口 I, 28ページ; 有田(1966), 76ff. ページ; 同(1985); Satô(1981 b)。

1) 本論文においては、「意味内容」という用語を言語の内容面に関する諸概念の上級概念として、すなわち「広義の意味」として使用する。つまり「意味内容」を「普遍的 (universell)」・「個別言語的 (einzelsprachlich)」・「具体的 (konkret)」という諸レベル一般に適用する。その一方、術語としての「意味 (Bedeutung)」は「個別言語的」にだけ用いる。従って「意味」は常に「個別言語的」「意味内容」であるが、「意味内容」が常に「意味」を指すとは限らない。

に研究対象とする文法である。これは、例えば関口存男の意味形態文法に関する次の二つの説明からも読み取ることが出来る：

「ドイツ人が既に拵へたものや、元つから在るものを教へるのが辞書で、ドイツ人が拵へるのと同じ筋路を以つて別に拵へることを教へるのが文法であるとするれば、**意味形態の研究**こそは、これが本當の文法ではないでせうか。」²⁾

「形式文法と実証文法は、語感を無視して教えたり教えられたりできる既成事実を探ろうとする。語感は第二の問題である。意味形態論は逆で、形式文法や実証文法においては正面から取り扱われない語感というものを正面から取り扱おうとするのである。」³⁾

人間の「話すという行為」とは主体的・自主的行為としての「話（わ）」（Sprechen）であり、それは静的な「体系的言語知識」を単純に利用する行為でも、また既成事実の単なる繰返しという受動的行為でもない。意味形態文法とはこの「話（わ）」、すなわち人間が個々の具体的発話行為において一回限りの具体的意味内容を創造または再造する「動的」機構を、把握・記述しようとする文法である。⁴⁾

0. 3. 本論文の目的と結論は次の通りである：

2) 関口（1934；1975），48ページ。下線佐藤。この文法と辞書との関係については von der Gabelentz の次の言葉も参照：「文法は、これこれの形は作られて差し支えないと説明する。（その一方）辞書は、これこれの形は事実既に作られたと述べるのである。」von der Gabelentz（1891），130ページ。訳およびかっこ内補足佐藤。但し von der Gabelentz は当該の箇所では辞書が学問的研究の対象とならないと主張しているわけではない。

3) 関口 I，766ページ。下線佐藤。

4) 意味形態文法の、「人間の語感」・「話すという行為」の総体を研究対象としようとする意図はしかし言語現象が示す諸レベルを混同する形で実現され、その記述は深い洞察を数多く含みながらも直観的な性格に終始する。ここに言語の「普遍的」・「個別言語的」・「具体的」という諸レベルを明確に区別し、各レベル間の混同を避けて、常にその妥当性の点検可能な客観的方法で言語現象を記述しようとする近代言語学との差、及び近代言語学側からの意味形態文法に対する非難が存する。Eugenio Coseriu の所謂「統合的な」言語学（eine integrale Linguistik）とは言語の諸レベルそれぞれに於ける自律的な理論・成果に基づく言語学の総体であり、そのレベルの無秩序な混合を意味するのではない。この「統合的な」言語学については Satô（1981 a），128f. ページ参照。但し、意味形態文法に認められる諸レベルの混合はこの文法が本来「総合的（synthetisch）」な文法であるという事実と深く関連している。話者の観点に立つ「総合文法」は表現されるべき「意味内容」に対応する表現形態を、言語の全てのレベルに於いて求めるという使命を持つのである。これについては次節「総合文法」参照。

目的：意味形態文法に認められる「意味内容の一元論的区別」を実例で指摘し、この区別の言語理論的意義を関口存男の理論的基盤を離れて意味形態文法の外部から考察する。

結論：関口はこの「意味内容の一元論的区別」によって話者の言語知識を「自由」とそれに基づく「規制」という観点に従って「動的」に把握していた。意味形態文法に関する現在までの研究は、話者の観点に立つという関口の研究原理だけを強調し、この文法が「話(わ)」を積極的に研究対象とする文法理論であることの論拠も単にこの点にだけ求めてきた傾向が強い。しかしこの論拠は、関口が意味内容の一元論的区別に基づいて話者の言語知識を「動的」に理解していたという事実にも見い出すことが出来るのである。

以下、「総合文法」・「社会的・伝統的規範」・「意味内容の一元論的区別」・「結び」という構成で論を進める。

1. 総合文法

1. 1. 関口存男の文法が「話(わ)」を積極的に研究対象とする文法である事実は、まずその総合的研究原理、すなわち「話者」の観点にたった研究原理に認められる。⁵⁾ 関口はまず「表現されるべき言語外事実」と「言語」とを厳密に区別し、その「言語外事実」の「考え方」を「意味形態」と名づける。そして個別言語レベルにおいて個々の「意味形態」に対応する「言語形態」を求めるのである。関口はその際、研究の出発点である「意味形態」を「『超』個別言語的 (übereinzelsprachlich)」, すなわち「普遍的」に理解する：

「人類共通の『意味形態』なるものは、必ずしも吾人が特に興味を有する一具體的文法形式だけを尊重しては呉れない。こいつの立場からは接續法も助動詞も熟語も單語も一視同仁でなければなりません。」⁶⁾

意味形態文法とは従って、表現されるべき「普遍的」意味内容より出発しそれに対応する言語形態を求めるという「総合文法」(die synthetische

5) 意味形態文法の「総合的」研究原理の指摘については例えば以下参照：牧野 (1976), 42ff. ページ；真鍋 (1972；1979), 280f. ページ；大岩 (1981)。

6) 関口 (1938-40；1973), 59ページ。下線佐藤。なお意味形態の普遍的性格については以下も参照：関口 (1933；1977), 70ページ；同 (1938-40；1973), 60, 81ページ；同 II, 107ページ；同 III, 245f., 257ページ。

Grammatik) である。⁷⁾

1. 2. しかし関口はこの様にはっきりと「総合文法」の構想を示しながら、奇妙なことにそれを一部の例外を除いて実現しなかった。一部の例外とは関口 (1932 ; 1969) の「命令法」の項,⁸⁾ 関口 (1935-39 ; 1971) 全巻及び関口 (1938-40 ; 1973) の「間接話法」・「要求話法」の項⁹⁾ である。これら例外の場合は言語形態上の制限が存在せず、ドイツ話について「普遍的」意味形態に対応する表現形態の大部分が系統的に数え上げられるのである：「既に、間接話法の際にもこうした意味形態を中心とする概括的展望を行いました、此の要求話法に於ても、その表現のためにほぼどれだけの手段がドイツ語では実際として用いられているかと云う事を、一應見通して置かなければなりません。接續法の研究そのものとは直接関係のない贅澤な Exkursではありますが、こういう方面から観て初めて本當に『用い方』がわかるのですら(ママ)、しばらく御辛抱をねがいます。』¹⁰⁾

総合文法は個別言語上の形態の区別を無視して、当該の普遍的意味内容に対応する言語形態を全て挙げなければならず、また「個別言語レベル」以外の要素、例えばアクセント・イントネーションという「普遍的レベル」に属する諸要素、及び個々の文脈・談話参加者という「具体的レベル」に属する要素をも考慮しなければならない。ところが関口はこの例外を除いた殆どすべての場合に、接続法¹¹⁾・前置詞¹²⁾・冠詞¹³⁾という或る一定の形態上の制限を研究の始めに設けているのである。¹⁴⁾ そしてこの形態についてそれに対応する意味形態を求めるわけであるが、この場合の意味形態は先に述べた「普遍的」意味形態から言語理論的に明確に区別される必要がある。この場合の意味形態とはそれぞれの形態に特有な意味内容、すなわち「個別言語」レベル

7) 普遍的意味内容から出発して表現形態を求める「総合文法」と、表現形態より出発してその意味内容を求める「分析文法」(die analytische Grammatik) については von der Gabelentz (1881 ; 1960), 121, 353f. ページ ; 同 (1891), 82-108 ページ参照。

8) 参照：関口 (1932 ; 1969), 245ff. ページ。

9) 参照：関口 (1938-40 ; 1973), 64ff., 156ff. ページ。

10) 同書, 156 ページ。下線佐藤。なお同書59ページも参照。

11) 参照：同書。

12) 参照：関口 (1933 ; 1977)。

13) 参照：関口 (1958 ; 1966) ; 同 I/II/III。

14) 但し、接続法の場合には関口はこの形態上の「制限」を自ら「齟齬」と認めている。参照：関口 (1938-40 ; 1973), 33 ページ。

に属する意味内容である。

2. 社会的・伝統的規範

2. 1. 言語形態から出発する「分析文法」の立場に立って意味形態文法を観察すると、関口の研究が例えば矢張り分析的な「構造的意味論 (die strukturelle Semantik)」のそれと根本的に異なった性格であることが直感される。例えばドイツ語で書かれた、ドイツ語の冠詞を「共時的」(synchronisch)に取り扱った総合的研究として殆ど唯一のものといえる¹⁵⁾ Vater (1963 ; 1979) と関口 I/II/III を比較した際に直感する差である。この差は、Vater が構造主義的原理に基づいて冠詞と他の「冠詞形態」(Artikelformen) との「区別」という「体系」上の観点から冠詞の意味内容を追求したのに対し、関口はこれを社会的・伝統的な実現の「類型」(Typus), 社会的「規範」(Norm) として求めたことに基づく。

Vater は主に北米構造主義、特に Charles C. Fries の影響のもとに¹⁶⁾ 「置換テスト」(Kommutationsprobe) を用いて、冠詞が独立した文法範疇ではなく、所有代名詞・指示代名詞・不定代名詞他とともに一つの体系を構成することを示し、¹⁷⁾ その構成要素を「冠詞形態」と名づける。¹⁸⁾ それぞれの冠詞形態の意味内容は、他の冠詞形態との対立関係の中で、九つの示差的素性 (distinktive Merkmale) に基づいて記述されるわけである。¹⁹⁾ Vater は例えば次の様に述べる：

15) Vater と並ぶ研究書としては Grimm (1970-71), 同 (1971), 同 (1974 ; 1976) があるが、これは冠詞類の定義の方法においても、個々の冠詞類の意味記述においても Vater の研究に依存しており (参照 : Grimm (1970-71), 1970/1, 8ページ ; 同 1970/4, 87 ページ, 注 20 ; 同 (1971), 263 ページ, 注 3, 及び 264 ページ ; 同 (1974 ; 1976), 11f., 21ページ, 34ページ, 注 40), 成果において Vater の域を脱していない。なおこの Grimm の成果については Oomen (1977), VIIページも参照。

16) 参照 : Vater (1963 ; 1979), X ページ。

17) 参照 : 同書, X ページ, 及び 2. 6. 節 (Umfang der Formklasse Artikel) と第 5 章 (Zusammenfassung)。

18) この「冠詞形態」には次の諸語が属する : der, ein, ϕ , mein, dieser, jener, alle(r), jeder, mancher, irgendein, irgendwelche(r), einige(r), mehrere. 参照 : Vater (1963 ; 1979), 第 2 章 (Die Formklasse Artikel)

19) 参照 : Vater (1963 ; 1979), 4. 9. 節 (Das System der Artikelformen)。九つの示差的素性とは以下の通りである : 「区分 (Gliederung)」, 「複数 (Vielheit)」, 「限定的総体 (abgrenzende Gesamtheit)」, 「状況関連 (Situationsbezogenheit)」, 「包含的総体 (einschließende Gesamtheit)」, 「配分 (Distribution)」, 「所属 (Zugehörigkeit)」, 「同一 (Identität)」, 「指近 (Bezug auf Nahes)」。

「個々の（冠詞）形態の総合的意味（Gesamtbedeutungen）は、それら形態を冠詞類の他の全ての形態と順次対置させ、これらの形態との交換の可能性をテストすることによって得られた。」²⁰⁾

Vater の研究が「体系」上のそれであるという事実はさらに、冠詞に名詞の格・数・性の表示機能を認めないという Vater の結論²¹⁾ 及び冠詞について「定（Bestimmtheit）」・「不定（Unbestimmtheit）」という紛らわしい概念を導入したという、彼の 伝統文法 に対する 非難²²⁾ にも認められる。Vater が冠詞の格・数・性表示機能を否定する理由は、まさにこれらの機能が冠詞を他の冠詞形態から「体系」上で区別する「総合的意味」（＝示差的素性の集合）と一致しない為であり、また「定」・「不定」という概念の否定理由も同様に、定冠詞・不定冠詞それぞれの総合的意味が「定」概念・「不定」概念と合致しないためである。

2. 2. その一方、関口が確認した冠詞の意味形態である「通念」²³⁾・「不定性」²⁴⁾・「質」²⁵⁾・「掲称」²⁶⁾ 他とは、例えば不定冠詞と定冠詞・無冠詞、或いは不定代名詞他との区別・対置という観点から得られた意味内容ではない。それは話者が個々の言行為（Redeakt）において常に拠り所とする意味内容の「規範的類型」である。²⁷⁾ 話者はこれらの「類型」に基づき具体的言行為においてその場限りの意味内容（Rede-Bedeutungen）を随時創造または再造するのである。

この「類型」がどのような場合に生起するかはそれぞれの言語共同体の中で社会的・伝統的に確定しており（「規範」）、個々の話者は誤解される覚悟なしには、これを勝手に変えることが出来ない。例えば sagen 型の動詞

20) Vater (1963 ; 1979), 112ページ。訳およびカッコ内補足佐藤。

21) 参照：同書，X，30ff., 122ページ。

22) 参照：同書，61ページ。

23) 例えば関口 I，394，457，569ページ参照。

24) 参照：関口 II，186ff.ページ。

25) 参照：関口 II，214ff.ページ，及び第六・七・八・九章。なお関口は「個別差」・「不定性」・「質」・「仮構性」という意味内容の類型を関口 II において主に不定冠詞の「含み」と表現するが，以下の箇所では「含み」と「意味形態」をはっきりと同一視している：関口 II，482，537，546，550，553，557，598ページ。

26) 参照：関口 III，第一・第八章。

27) 関口は以下の箇所で，意味形態が「類型」・「タイプ」・「意味の型」であることを暗に明に示す：関口 (1933 ; 1977)，31，60，77，80ページ；同 (1958 ; 1966)，13，42ページ；同 I，712，1055ページ；同 III，166f.，383ページ。

(Verba dicendi) の後ろに用いられる 接続法の場合には聴者は「普通は」間接話法を期待するのであり、言語外・言語上の前後関係が「要求」である場合の接続法は「通常は」要求話法の意味形態と理解されるのである。²⁸⁾ 前置詞 mit の持つ「附帯描写」²⁹⁾・「同時性」³⁰⁾・「反撥」³¹⁾・「保有描写」³²⁾・「従事対象」³³⁾ 他という意味形態も全て話者が個々の言行為において一回限りの意味内容を創造または再造する際に随時拠り所とする意味内容の「類型」・「規範」であり、同時に聴者が発話の意味内容を理解する時に手掛りとする「規範的類型」である。関口が或る一定の言語形態を出発点とし、その形態の持つ「意味形態」を追究した時、彼はこのような当該の言語共同体の中で伝統的・社会的に暗黙のうちに確定している、意味内容の「規範的類型」を求めたのである。

3. 意味内容の一元論的区別

3. 1. この意味内容の「規範的類型」の研究は勿論関口だけの独創ではない。例えば語彙論における伝統的辞書の意味内容の記述、伝統文法の意味記述も伝統的・社会的に取り決められた「類型」を求めたのである。例えば Dudenredaktion (1978) の mit の項には、1. 共通性 (Gemeinsamkeit) ・共同作用性 (Zusammenwirken), 相互性 (Wechselseitigkeit), 参加 (Beteiligung) 2. 所属性 (Zugehörigkeit), 包含 (Einbezogenheit), 3. 内容, 4. 随件事態 (Begleitumstände), 5. 方法・材料 ([Hilfs] mittel, Material) 他の類型,³⁴⁾ また国松他 (1985) の mit の項には「共通性」・

28) 関口が「局」・「局面」・「羽目」・「行きがかり」という「前後関係」と同義の概念を言語現象にとって非常に重要視することに注目せよ。例えば下記参照：関口 (1957 ; 1975)。

29) 参照：関口 (1933 ; 1977), 第四章 ; 同 I, 234f. ページ。

30) 参照：関口 I, 489 ページ。

31) 参照：関口 I, 332f. ページ ; 同 III, 130, 138ff., 150 ページ。

32) 参照：関口 II, 18ff. ページ。

33) 参照：関口 I, 793, 954, 968 ページ。以上の「附帯描写」・「同時性」他という mit に固有の意味内容の類型のうち、「附帯描写」を除いて (参照：関口 (1933 ; 1977), 第四章) 他は「意味形態」と明確に呼ばれることがない。しかし「保有描写」・「同時性」他が「附帯描写」と同一レベルの「類型」を表現していることを考え合わせれば、関口がこれらを「意味形態」と明確に呼ばなかったのは単なる偶然と解すべきである。

34) 参照：Dudenredaktion (1978), 1794f. ページ。

「付随」・「同時」・「道具・手段・方法」という類型、及びその下位区分が挙げられてある。³⁵⁾

しかし関口の研究の、伝統辞書・伝統文法のそれと対比した際の大きな特徴は、30,000ページに渡る収集資料に基づいた記述の緻密さと徹底さである。関口はその独・仏・英・伊・蘭・西・露・希・羅・梵・ゴート・エスペラントという現代及び古典諸個別言語に渡る膨大な資料に接することにより、個々の形態に対応する意味内容の「規範的類型」、即ち意味形態を殆ど漏れなく把握し得たわけである。³⁶⁾ そして更に注目に値する点は、この意味形態の把握に伴い、個々の表現形態に対応する諸意味形態を包括・統一する唯一の意味内容、その諸意味形態全ての基礎に「常に」存在するひとつの抽象的意味内容を自ずと感知するに至り、それを暗に明に前提したことである。

3. 2. 前置詞 mit の場合に関口はその様な抽象的意味内容を「概念」と名付け、次ぎの様に述べる：

「mit はつまり「付帶的」なものを挙げる時に用ひると云へば、その諸種の用法が先づ漠然と定義されるわけです。「を³⁷⁾持つて」でもなく、「と共に」でもなく、「と一緒に」でもなく、日本語の「で」でもなく、それら凡てに共通な mit の概念は何かと考へて見ると、これはかなり漠然たるもので、何等かの定義が可能であるとすれば、それは「主なるものに對する副なるものの關係を挙げる」といふか、それとも單に「附帶的事實を挙げる」とでも云ふより仕方がないでせう。」³⁷⁾

接続法の場合、抽象的意味内容は「機能」または「働き」と呼ばれる：「意味は兩方とも（接続詞の場合も接続法の場合も）ちつとも違わない、というよりは、この場合にあつては『意味』というよりはむしろ『機能』だね。『働き』だ。」³⁸⁾

関口は「間接話法」・「要求話法」・「約束話法」という接続法の三つの意味形態の基礎に「接続詞 daß の機能」又は「主文章を従属文章化する機能」を認めるのである。「主文章を従属文章化する機能」とは、例えば Er ist krank という主文章が接続法 I 式によって Er sei krank と書き換え

35) 参照：国松他（1985），1466ff.ページ。

36) これら諸個別言語、特にエスペラント語と意味形態文法との關係については大岩（1981）参照。

37) 関口（1933；1977），15ページ。

38) 関口（1938-40；1973），21ページ。カッコ内補足佐藤。

られることにより、「sagen 型」、または「hoffen 型」の意味内容を含む文・句・語に従属化されることを指す：³⁹⁾

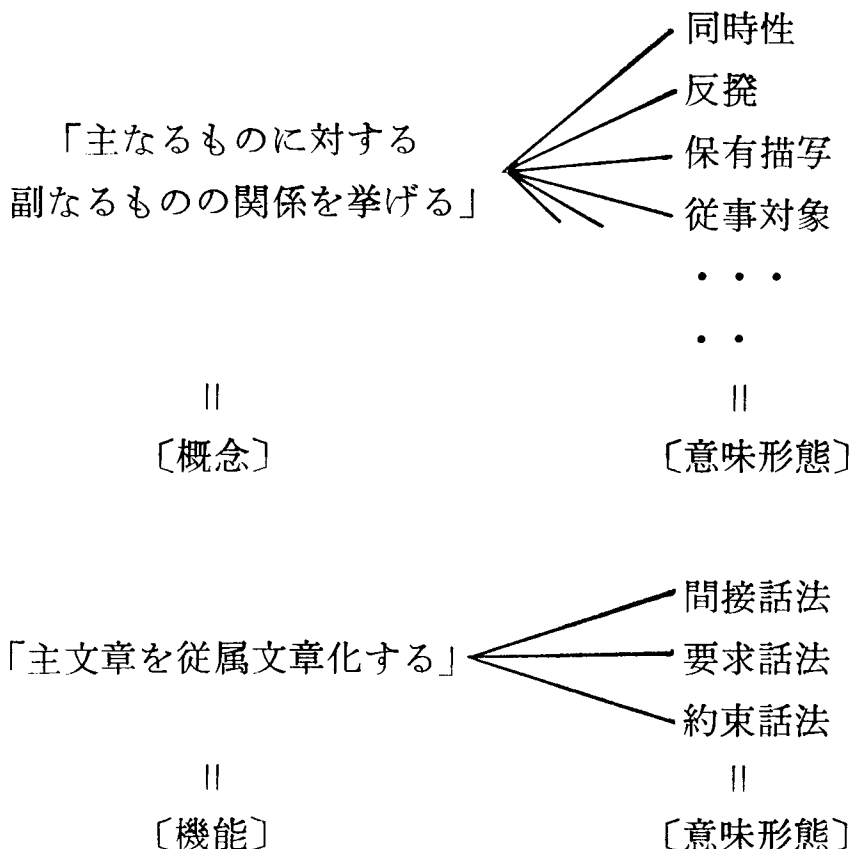
Er behauptet, er sei krank; Ich hoffe, er sei krank.

「主文章に従属文章化する機能」が接続法の三つの意味形態に常に共通して存在し、この機能は接続法そのものに特有であって、三つの意味形態の区別には関与しないのである。関口はこの関係を例えば次ぎの様に述べる：

「『間接話法』と『要求話法』とは、用法としては区別されるが、接続法の本義から云えば、全然同じものである...」⁴⁰⁾

3. 3. mit の「概念」とその意味形態、及び接続法の「機能」とその三つの意味形態との間には以下の諸点が確認される：

(1) 「概念」・「機能」とはそれぞれの意味形態を包括・統一する意味内容、すなわちそれぞれの意味形態の基礎に常に存在する意味内容であり、「概念」・「機能」とそれぞれの「意味形態」との間の関係は相補的・排他的という二局的関係ではなく、一方が他方の展開の基礎になるという「一元論的(monistisch) 関係」にある。この関係は、次の様に図示され得る：



39) 参照：同書，第二篇第一章。

40) 同書，25ページ。

(2) 「概念」・「機能」とは非常に抽象的な意味内容である。関口は上記の引用の通り mit の「概念」を「かなり漠然たるもの」と形容している。また関口は先の er sei krank の例からも解るように、主文章を従属文章化するという接続法の「機能」を具体的な「統語論的」機能としてではなく、「意味論上」の機能として理解しており、この機能も同様に漠然とした抽象的なものである。

(3) これらの抽象的な意味内容に対し、「同時性」・「附帯描写」、「間接話法」・「要求話法」他という意味形態は社会的・伝統的に約束された「規範的類型」として具体的な性質のものである。これらは少なくとも話者が個々の言行為において一回限りの意味内容を創造、または再造する際に拠り所とすることが出来る程、具体的である。その一方、mit の「概念」・接続法の「機能」は話者にとっては具体的な言行為において間接的な存在に過ぎず、一回限りの意味内容が生じる場合には直接には関与しない。

(4) mit の「概念」・接続法の「機能」とはそれぞれの形態の種々の用法とは無関係に常に存在する、その形態に特有の意味内容である。これは mit を他の前置詞から、接続法を直接法と命令法から区別する意味内容であり、言語外要素の関与しない純粋に言語的な意味内容である。これはその言語要素を同一「体系」内の他の諸要素から区別する、構造主義言語学の研究対象となる意味内容である。⁴¹⁾

(5) これに対し各意味形態は、当該の言語要素と他の要素との「区別」という観点からは無意義である。間接話法と要求話法を混同して理解しても接続法・直接法・命令法という動詞の法の区別は存続するのであり、「附帯描

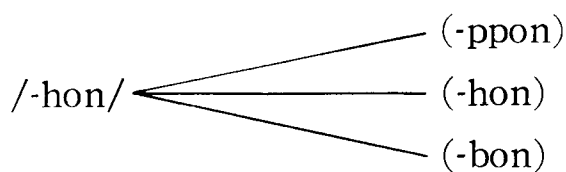
41) これについては関口が別の論文中で「an の本質」を他の前置詞との機能的対立関係の中で次の様に説明している点にも注目せよ：「an に限らず、その他 in, vor, hinter, auf, unter, aus, nach, neben 等、前置詞の大部分は具體的・空間的な意味をもつてゐて、それが轉じて象徴的に諸種の無形の關係を表現するやうになつたものです...an の本質は、たとへば in の反對とも云ふ可きで、in が内部を指すに反して an は外部を指します。但し、外部と云つても、außer や außerhalb とはちがつて、その物を遠く離れた外部を指すのではなくて、すぐ其の物體の一部をなしてゐる『外面』または『外側』を指すのです。」関口 (1937 ; 1975), 379ページ。なお関口の研究における構造主義的徴候はこの他、冠詞・所有代名詞他との關係についての次の説明にも認められる：「dieser 等を指示 „冠詞“ と呼び、mein, dein 等を物主 „冠詞“ と呼ぶのには明らかに根拠がある、如何となればこれらの冠置語は、すでに其の上にもう一つ定冠詞を冠置して der diese..., der meine... などと云わない事実だけを以てしても、形容詞ではなくて、冠詞の範疇に属するものたることが明瞭だからである。」関口 I, 40ページ。

写」を例えば「同時性」と誤解しても mit は in・an 他の前置詞と混同される恐れはないのである。

3. 4. この様に mit の「概念」と「意味形態」、及び接続法の「機能」と「意味形態」とを比較検討してみると、この「抽象的意味内容」と「具体的類型」という「一元論的」区別に関口の独創性があることが明らかとなる。

「概念」・「機能」が先ず「抽象的」な意味内容として、「他の諸要素との区別」という純粋に言語的な観点に基づいてだけ存在する故に、話者はそれを「他の諸要素との混同さえ生じなければよろしい」という非常に「寛大な制限」(=「自由な可能性」)として用いて一回限りの具体的意味内容を創造、または再造出来るのである。しかし人間は言語外的要素を含んだ社会的存在である。或る個別言語とは必ず複数の人間によって話されるのである。すなわちこの「自由な可能性」としての「概念」・「機能」の次の段階に「規範的類型」としての意味形態が具体的な「社会的・伝統的規制」として存在し、話者は「純粋に言語的な自由な可能性」を保有しながらも、一定の言語共同体に属する限りこの「社会的規範」に従わなければならない。話者はこの「規範」に従うことによって誤解されることなく、しかしある意味ではマンネリズムに陥った一回限りの具体的意味内容を創造または再造し、意思の疎通を行うのである。

この「概念」と「意味形態」、また「機能」と「意味形態」との関係は例えば日本語の、細長い物を数える時に用いる助数詞「本」/·hon/ の次の様な関係に相当する：



? (-pon) ? (-bbon) ?

日本語の助数詞の体系では /·hon/ は人を数える時に用いる「人」/·nin/, 鳥の「羽」/·wa/, 動物の場合の「匹」/·hiki/ 他と機能的対立を成している。しかしこの、他の要素との「区別」という観点にだけ基づく非常に抽象的な「体系」上の要素は個々の言行為においては間接的に存在するにすぎない。実際にはこの「体系」上の要素に基づいて、単数あるいは複数6・8・10

の物体の後ろでは (-ppon), 2・4・5・7・9 の後ろでは (-hon), 3 の後ろでは (-bon) と実現する様に社会的・伝統的に「類型」が「規範」として決められているわけである。⁴²⁾ 話者は発話の際に「普通は」この「規範的類型」に従う。しかしこの三つの伝統的「類型」は必ずしもこのまま実現される必要はない。助数詞 /-hon/ が他の要素 /-nin/・/-wa/・/-hiki/ 他から区別される限り, この三つの「類型」に関する社会的・伝統的約束は破られても構わないわけである。例えば滑稽な表現を意図して [ro-ppon] の代わりに [ro-bbon] または [roku-pon] といっても我々はこの助数詞を他の助数詞と混同はしない。ここに「体系」上の自由な可能性, 伝統的・社会的規範を無視して, 他の要素から区別される範囲内で新たな言語形態・意味内容を造り出すという言語の持つ自由な可能性が存在するのである。⁴³⁾

3. 5. 意味形態文法において確認される, 「抽象的意味内容」とそれに基づく意味内容の「具体的類型」という一元論的区別は, 関口が以上の様な「言語体系」上の機能的対立に基づいた「自由な可能性」とそれを踏まえた「社会的規制」という区別を話者の言語知識の内に行っていたことを示す。すなわち関口は話者の言語知識を, 構造主義の様に単に一つの「体系」内にある一要素と他の諸要素との区別という観点だけから記述しようとしたのではなく, また伝統文法の様に社会的・伝統的「規範」の集合としてだけ理解したのでもない。関口は「概念」・「機能」とそれに基づく「意味形態」という区別により, 話者の持つ言語知識を「自由」(frei) と「規制」(normal) という二つの観点から記述したのであり, 言語知識を人間の「創造的」と同時に「伝統的」という一見相反する二つの特性に従って「動的に」理解して

42) その一方, この「実現の類型」は言行為における一回限りの「実現」から, はっきりと区別され得る。

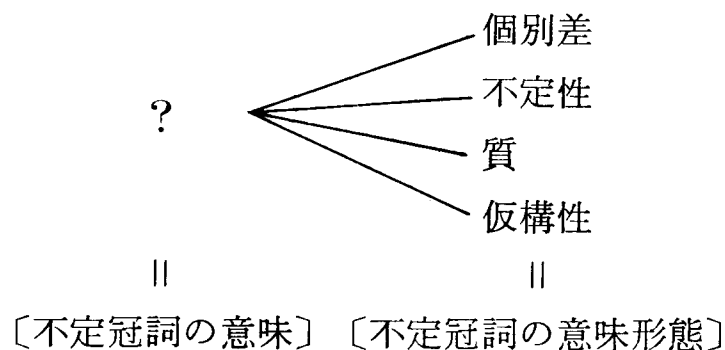
43) なお, 例えば「六本」が [ro-ppon] ではなく [roku-hon] と実現されても破格でないという場合は, 地方的に異なる「規範」(=方言)が存在する為である。この第二の「規範」も「体系」上は同一の要素 (-hon/) に帰属する。——この, 言語の持つ「自由な可能性」の具体例としてたやすく思い浮かぶのが詩作の場合である。例えば Gottfried Benn の詩 „Drohung“ の次の表現を参照: „Aber wisse :/ Ich lebe Tiertag. Ich bin eine Wasserstunde./...“ „Tiertag leben“, „eine Wasserstunde sein“ という用法が「規範」に反しているにも拘わらず, 我々はそれぞれの語, 或いはその組合せの「体系」上の抽象的意味からそれらを例えば詩人の野性的・動物的内面性, 或いは本能への忠実性の表現と解釈し, この詩的表現を味わうのである。詩作における, 「体系」によって許された「規範」の違反の指摘は Coseriu (1952; 1975), 57ページにも見られる。

いたのである。⁴⁴⁾

3. 6. 関口は、最後の著書となった「冠詞」(1960/61/62)、或いは関口 (1936 ; 1975) の中で、「冠詞に意味はなく、意味形態だけが存在する。」という趣旨のことをたびたび述べている：

「此の、意味と意味形態との関係は、たとへば文法上の難關を成してゐる冠詞の用法とか接續法の用法とか、その他いはゆる微妙とか何とか稱せられる問題を考へるに際しては最も重要な意義を持つて來ます。たとへば(ママ)、かうした立場から眺めるならば、冠詞などは、單に『意味形態』を有してゐるきりで、『意味』の方はちつとも持つてゐないと云ふことが出來ませう。」⁴⁵⁾

この説明も「意味内容の一元論的區別」と言う観点から解釈することが出来る：



これによって関口は、冠詞の場合「体系」上の意味、すなわちその諸意味形態の基礎に共通して存在するただ一つの意味内容を記述することに困難があるという見解、あるいはそれをつきとめてもあまりに抽象的すぎて言語研究自身、或いは教授法上など実用面にとってどの程度有意義であるかという疑問を提示したことになる。事実、Vater 及び Grimm の確認した定冠詞の「総合的意味」(=「体系上の意味」)である「限定的総体性」(abgrenzende

44) この様な一元論的關係にある「体系 (System)」と「規範 (Norm)」との區別の意義を音韻・形態・統語・意味の各レベルにおいて明確に打ち出したのは Coseriu である。この區別そのもの及びその關係諸學問における意義については以下参照：Coseriu (1952 a ; 1975), 同 (1952 b ; 1971), 江沢 (1982), 同 (1985)。

45) 関口 (1936 ; 1975), 330ページ。「冠詞の無意味性」の記述は次の箇所にも認められる：関口 I, 179ページ；同 III, 162, 383ページ。

Gesamtheit),⁴⁶⁾ 不定冠詞の「区分性」(Gliederung),⁴⁷⁾ 無冠詞の「存在性」(Vorhandensein),⁴⁸⁾ 或いは Coseriu の述べる 定冠詞の「体系」上の意味である「現実化」(Aktualisierung) という意味内容⁴⁹⁾ は、話者が直観的に所有している言語知識を論理的に明確な形として提示しはしても、あまりに抽象的過ぎて、実際の具体的諸用法の説明には殆ど役に立たないのである。言い換えれば、これら冠詞の「体系上の意味」は話者の言語知識の一部、それも「話(わ)」行為の際に間接的にしか機能しない一部を形成するに過ぎないのである。⁵⁰⁾

4. 結び

4. 1. 関口がその研究を「普遍的」意味形態ではなく、言語形態から

46) 参照：Vater (1963; 1979), 115ページ；Grimm (1970-71), 1970/4, 86ページ；同 (1974; 1976), 22ページ。

47) 参照：Vater (1963; 1979), 114ページ；Grimm (1970-71), 1970/4, 86ページ；同 (1974; 1976), 22f. ページ。

48) 参照：Vater (1963; 1979), 118ページ；Grimm (1970-71), 1970/4, 86ページ；同 (1974; 1976), 23ページ。

49) 「現実化」とは「概念 (Begriffe)」を「対象 (Gegenstände)」に、すなわち「潜在的なもの (etwas Virtuelles)」を「現実的なもの (etwas Aktuelles)」にすることである。参照：Coseriu (1955-56; 1975), 262ff. ページ。

50) これについては、Grimm が Vater の様に「体系」上の意味記述だけにとどまらず、それに続いて冠詞用法の規則を詳細に挙げていることに注目せよ（参照：Grimm (1970-71), 1970/7；同 (1974; 1976), 41ff. ページ）。Grimm (1970-71) は „Sprachpflege“ 誌上に発表された論文であり、Grimm (1974; 1976) はそれを „Zur Theorie und Praxis des Deutschunterrichts für Ausländer“ シリーズ (Karl-Marx-Universität Leipzig 所属の Herder-Institut 発行) の一冊として Gertraud Heinrich の教授法上の論文とともにまとめ直したものである。この冠詞用法の詳則の付加については Grimm がその論文の「国語教育 (Sprachpflege)」及び「外国人の為のドイツ語教育」という目的上、単に「体系」上の抽象的な意味記述だけにとどまることが不可能であったと解釈すべきである。——ドイツ語の冠詞の「体系」上の研究である Vater (1963; 1979) 及び Grimm (1970-71), 同 (1971), 同 (1974; 1976) と（「文体論」との関係において）同一の傾向を示す冠詞研究として Fleischer (1967) が挙げられる。Fleischer によると例えば „Das / Ein Auto ist ein wichtiges Verkehrsmittel“ „Die/φ Autos sind wichtige Verkehrsmittel“ という四つの例文において、定・不定・無冠詞は交換可能となる。すなわち Fleischer はこの例文における三つの冠詞形態を意味論上は差の無い「中和現象 (Neutralisationserscheinungen)」とみなし（参照：Fleischer (1967), 136f. ページ）、個々の形態に認められる差異を文体論上の差に還元するのである（参照：同 143, 152 ページ）。この中和現象の文体論への還元化は Vater にも認められる（参照：Vater (1963; 1979), 2 ページ）。上記の例文間に認められる差を文体論からではなく、意味論の観点から取り扱った研究として注目に値するのは Harweg (1969), 327ff. ページ、及び Oomen (1977, 例えば 2. 3. 節) である。

出発して行う時の独創的な点は以上の様な意味内容の一元論的区別にある。これにより関口は話者の言語知識を「自由」とそれに基づいた「規制」という観点に従って、すなわち人間の「創造的」と同時に「伝統的」という一見相反する特性に従って「動的」に理解した。関口は話者の言語知識を、構造主義言語学の様に単に機能的要素の対立からなる静的な (static) 体系的知識として把握しただけでもなく、また伝統文法の様に単なる社会的事実の集合とだけ理解したわけでもないのである。

意味形態文法は人間の「話す」という行為、すなわち人間の主体的・自主的行為である「話(わ)」を積極的に研究対象とする文法理論である。そして現在までの意味形態文法に関する研究はこの事実を単にその話者の観点到に立った研究原理にだけ求める傾向が強かったが、実はこの、「意味内容の一元論的区別」に基づく話者の言語知識の「動的」理解にもそれを確認出来るのである。なぜなら人間に「話(わ)」という主体的・自主的行為が可能であるのは、まさに人間がこの様に一元論的に構成された「言語知識」を「話(わ)行為」の前提として所有しているからである。⁵¹⁾

4. 2. 以上の考察は意味形態文法と構造的意味論との積極的な相関関係の必要性を暗示している。Vater, Grimm の求めた冠詞の「体系」上の意味が非常に抽象的にとどまり、教授法他の実際上の用途に殆ど資さないことは明らかである。⁵²⁾ その一方、関口が一定の言語形態から出発する際に行った意味内容の「類型」・「規範」の研究も、以上述べてきた様な「それらの基礎に常に存在する意味内容」・「それら意味形態を一括・統一する意味内容」が前提されていることは稀である。またその基礎的意味形態の記述も関口の諸個別言語についての膨大な知識に基づいて帰納的に得られた直観的な性格のものであり、構造的意味論に見られる様な客観的で厳密な、常にその妥当性を点検出来る方法に基づくものではない。従って意味形態の研究も無秩序な直観的事実の羅列に終始してしまう危険性をはらんでいる。ここに、

51) 話者の所有する「言語知識」と「話(わ)」との関係についてはまた江沢(1983), 340ページも参照。

52) 1963年に初版が出、構造主義的原理の冠詞意味記述への応用として注目された Vater の著書も、それ以降の言語学の理論的進展に伴い現在では価値の少ないものになったと言い得る。Vater がそれにも拘わらず、初版を出した16年後に自分が編集者の一人であるシリーズ Linguistische Arbeiten (Tübingen: Max Niemeyer) の一冊として (Nr. 78), 17ページに渡る新たな「序」(初版以降の冠詞研究動向の「概」括)を付しただけで第二版を出したことには納得しがたい。

構造的意味論の理論・成果が意味形態文法の成果によって「伝統的・社会的規範」という観点から補われ、意味形態文法の成果が構造的意味論の「言語体系」に基づいた理論・成果によって秩序づけられる必要性が存在するわけである。両者の間の有意義な「相補的」影響関係は言語学の進展にひとつの重要な寄与をなすはずである。

引用文献

- 有田潤 (1966) : 《冠詞》研究 I。 — 関口文法研究会成果報告 —。所収 : 早稲田大学語学教育研究所紀要 4, 58-85ページ。
- (1985) : 「意味形態」の成立。所収 : 有田潤 : ドイツ語学講座 I。東京 : 南江堂, 85-89ページ。
- Coseriu, Eugenio (1952 a) : Sistema, norma y habla. ドイツ語訳 : System, Norm und Rede. 所収 : E. Coseriu : Sprachtheorie und allgemeine Sprachwissenschaft. 5 Studien. München : Wilhelm Fink 1975, 11-101ページ。
- (1952 b) : Sistema, norma e 《parola》. ドイツ語訳 : System, Norm und 'Rede'. 所収 : E. Coseriu : Sprache. Strukturen und Funktionen. 2., verb. Aufl. Tübingen : Gunter Narr 1971, 53-72ページ。
- (1955-56) : Determinación y entorno. Dos problemas de una lingüística del hablar. ドイツ語訳 : Determinierung und Umfeld. Zwei Probleme einer Linguistik des Sprechens. 所収 : E. Coseriu (1975), 253-290ページ。
- Dudenredaktion (Hrsg.) (1978) : DUDEN. Das große Wörterbuch der deutschen Sprache in sechs Bänden. Bd. 4. Mannheim u. a. : Bibliographisches Institut.
- 江沢建之助 (1982) : 言語通常態論と語学。所収 : ドイツ語教育部会会報 (日本独文学会ドイツ語教育部会発行) 22, 37-48ページ。
- (1983) : コセリウ言語学の特色と意義について — 「コセリウ言語学選集」 (全4巻) 完結にあたり —。所収 : 人間の学としての言語学 コセリウ言語学選集 第4巻 = ことばと人間 (諏訪功他訳)。東京 : 三修社, 337-348ページ。
- (1985) : Sprachsystem und Sprechnorm. Studien zur Coseriuschen Sprachnormtheorie. Tübingen : Max Niemeyer.
- Fleischer, Wolfgang (1967) : Zur Funktion des Artikels in der deutschen Sprache der Gegenwart. 所収 : ACTA UNIVERSITATIS WRATISLAVIENSIS No 60=GERMANICA WRATISLAVIENSIA XI, Wrocław, 131-160ページ。
- von der Gabelentz, Georg (1881) : Chinesische Grammatik. Mit Ausschluß des niederen Stiles und der heutigen Umgangssprache. 4., unv. Aufl. Halle : VEB Max Niemeyer 1960.

- (1891): Die Sprachwissenschaft, ihre Aufgaben, Methoden und bisherigen Ergebnisse. Leipzig: T. O. Weigel Nachfolger.
- Grimm, Hans-Jürgen (1970-71): Der Artikel im modernen Deutsch. 所収: Sprachpflege 1970/1, 5-11ページ; 1970/4, 82-89ページ; 1970/7, 137-145ページ; 1970/10, 206-209ページ; 1971/1, 14-24ページ。
- (1971): Synonymische Beziehungen zwischen einigen Artikelwörtern der deutschen Sprache. 所収: Deutsch als Fremdsprache 8, 262-268ページ。
- (1974): Linguistischer Teil von: Grimm, Hans-Jürgen/Heinrich, Gertraud: Der Artikel. 2., durchges. Aufl. Leipzig: VEB Enzyklopädie 1976.
- Harweg, Roland (1969): Unbestimmter und bestimmter Artikel in generalisierender Funktion. 所収: Orbis. Bulletin international de Documentation linguistique XVIII, No 1, 297-331ページ。
- 国松孝二他 (編) (1985): 小学館 独和大辞典。東京: 小学館。
- 牧野紀之 (1976): 関口ドイツ語学の研究。東京: 鶏鳴出版。
- 真鍋良一 (1972): 意味形態 —総論—。所収: 真鍋良一: 真鍋ドイツ語の世界 —ドイツ語の語法—。東京: 三修社 1979, 280-284ページ。
- 大岩信太郎 (1981): 関口文法とエスペラント。所収: ドイツ文化 (中央大学ドイツ学会発行) 31・32, 1-31ページ。
- Oomen, Ingelore (1977): Determination bei generischen, definiten und indefiniten Beschreibungen im Deutschen. Tübingen: Max Niemeyer.
- Satō Kiyooki (1981 a): Über den Gegenstand der Bedeutungsform-Grammatik von Tsugio Sekiguchi. 所収: ドイツ文学 (日本独文学会発行) 66, 126-136ページ。
- (1981 b): Zum Begriff der *Dritten Bedeutungsform* bei Sekiguchi. 所収: アスペクト (立教大学ドイツ文学科発行) 15, 38-55ページ。
- 関口存男 (1932): 新ドイツ語文法教程。東京: 三省堂 1969。
- (1933): 意味形態を中心とするドイツ語前置詞の研究。東京: 三修社 1977。
- (1934): 搬動詞 [Lativum]。所収: 関口存男: ドイツ語学講話 1。東京: 三修社 1975, 41-51ページ。
- (1935-39): 独作文教程。東京: 三修社 1971。
- (1936): Daß es nur so eine Art hatte. 所収: 関口 (1975): ドイツ語学講話 1, 329-344ページ。
- (1937): 部分的處理完成の an。所収: 関口 (1975): ドイツ語学講話 1, 373-389ページ。
- (1938-40): 接続法の詳細。東京: 三修社 1973。

- (1943) : あぢきなや... とて [daß] なげきしか。所収 : 独語文化 1943年8月号, 31-36ページ。
 - (1957) : 羽目に立て。所収 : 真鍋良一他 (編) : 関口存男の生涯と業績。東京 : 三修社。1975, 313-316ページ。
 - (1958) : ドイツ語冠詞。東京 : 三修社 1966。
 - I/II/III : 冠詞 —意味形態的背景より見たる ドイツ語冠詞の研究—。東京 : 三修社 1960/61/62。第三版 1976。
- Vater, Heinz (1963) : Das System der Artikelformen im gegenwärtigen Deutsch. 2., verb. Aufl. Tübingen : Max Niemeyer 1979.

SEKIGUCHI Tsugio und die monistische Unterscheidung des Inhaltes

SATÔ Kiyooki

Die Bedeutungsform-Grammatik (BFG) von SEKIGUCHI Tsugio bemüht sich darum, die sprachlichen Kenntnisse im ganzen, die jeder Muttersprachler subjektiv sowie intuitiv besitzt, objektiv zu beschreiben. Gegenstand der BFG ist somit das „Sprechen“ als subjektive, freie und kreative sprachliche Tätigkeit des Menschen anhand der Einzelsprache. Den Untersuchungen SEKIGUCHIs liegt in der Tat stets die universelle „Erfassungsweise der außersprachlichen Wirklichkeit durch den Sprecher“ (= Bedeutungsform, BedF) zugrunde und die Richtung seiner Forschung gelangt von dieser Erfassungsweise zu den einzelsprachlichen Ausdrucksmöglichkeiten. („synthetisch“)

Verwendet SEKIGUCHI jedoch den Terminus BedF als Gegensatz zum „Begriff“ (*gainen*), zur „Bedeutung“ (*imi*) oder „Funktion“ (*kinô*), so ist die BedF sprachtheoretisch anders zu verstehen als die universelle „Erfassungsweise der außersprachlichen Wirklichkeit“. Sie ist in diesem Fall ein konkreter inhaltlicher Typus, der eine sozial und traditionell festgelegte Norm darstellt, an dem sich der Sprecher bei der Erzeugung des einmaligen Inhaltes des Redeaktes orientiert und der als eine Schicht der sprachlichen Kenntnisse dem Sprecher zur Verfügung steht. Einem Ausdruck entsprechen in der Regel mehrere BedFs. Der „Begriff“ (auch „Bedeutung“ oder „Funktion“ genannt) eines Ausdruckes steht dagegen zu den BedFs desselben Ausdruckes im „monistischen“ Verhältnis, d. h., er liegt stets den betreffenden „inhaltlichen Typen“ zugrunde. Der „Begriff“ stellt die abstrakte Bedeutung im „System“ dar, deren Aufgabe allein in der Unterscheidung der sprachlichen Fakten besteht. Diese abstrakte Bedeutung auf der Systemebene steht insofern dem Sprecher als

„freie Ausdrucksmöglichkeit“ zur Verfügung, als sie nur die Verwechslung der „distinktiven“ Fakten verhindert, wohingegen die BedF als „soziale und traditionelle Restriktion“ dieser „freien Möglichkeit“ funktioniert. So hat SEKIGUCHI durch diese monistische Unterscheidung des Inhaltes, des Begriffes (u. a.) und der BedF, die sprachlichen Kenntnisse des Menschen im Sinne seiner „kreativen“, jedoch gleichzeitig „traditionellen“ Eigenschaft verstanden. Wenn die BFG die Grammatik des „Sprechens“ ist, liegt dies nicht nur an ihrer „synthetischen“ Einstellung, die die bisherigen Arbeiten über die BFG betonten, sondern auch an dieser „monistischen“ Unterscheidung des Inhaltes innerhalb der sprachlichen Kenntnisse des Sprechers.